

「令和2年度 信書便の運送及び配達」業務の請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和2年3月5日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

「令和2年度 信書便の運送及び配達」業務

(2) 業務内容及び実施場所

別添仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成31・32・33年度または令和01・02・03年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「役務の提供等」の「D」以上であり、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9:30~12:00、13:30~16:30(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

東北経済産業局 総務企画部 総務課 文書係

電話 022-221-4856

FAX 022-261-7390

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和2年3月13日（金曜日）12:00

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（G E P S） URL : <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階
東北経済産業局総務企画部会計課調度係
電 話 022-221-4869

b. 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は別添による。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・契約保証金 全額免除
- ・契約書の作成 要
- ・契約先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。
- ・本業務は令和2年度予算に係る業務であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立をもって落札者とするものとする。
- ・なお、民法の一部を改正する法律が施行（令和2年4月1日）されることに伴い、契約書の内容の一部を変更する予定。

令和2年度信書便の運送及び配達業務仕様書

1. 件名

令和2年度信書便の運送及び配達業務

2. 目的

本業務は、東北経済産業局（以下、「当局」）から発送する信書便の運送及び配達業務を確実に円滑に遂行することを目的とする。

3. 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4. 業務内容

(1) 信書便の集荷

- ・ 上記3. の契約期間内において、原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日を除く日に、当局から集荷依頼があった時、当局が指定する集荷場所において集荷を行う。
- ・ 集荷場所：東北経済産業局総務企画部総務課文書係
(仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階)
- ・ 集荷時間：16時～17時

(2) 運送・配達

- ・ 集荷した信書便について、破損等がなきよう十分留意し確実に配達すること。また、当局より求めがあった場合、配達状況が明らかとなる措置をしていること。更に、当局より求めがあった場合、当該配達が確実に行われたことを証するものを提示できるようにすること。

5. 運送・配達伝票

- ・ 受取人又は差出人の名称等が印字されたものを必要に応じ無償で提供すること。

6. 予定数量

- ・ 年間の発送予定数は、別紙 1 のとおりとする。なお、実際の数量を保証するものではない。

7. 料金

- ・ 契約は、サイズごとの信書便 1 個あたりの運送単価に基づく単価契約とする。ただし、単価表には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。
- ・ 料金は、1 ヶ月分を毎月末に集計し、契約した単価に実際の数量を乗じて算出した金額に、法令所定の消費税及び地方消費税額を加算（円未満は切り捨てとする。）して請求するものとする。

8. その他

- ・ 特定信書便事業者として総務省の許可を受けていること。
- ・ 配達先が法人に限定される等、引き受け貨物に条件がある場合は条件を記載すること（条件がわかる資料の添付でも可）。
- ・ 支払いは、適法な請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という）以内に支払うものとする。
- ・ 契約書及び本仕様書に定めのない事項等について、疑義が生じた場合は、当局担当者と十分協議の上、指示に従うこと。
- ・ 本業務においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）による基準を満たすこと。

令和2年度信書便の運送及び配達業務年間予定数量

【信書便】

		北東北、南東北、関東、信越 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山 梨、長野、新潟
		個数
60サイズ	3辺合計60cm まで 重量2kg まで	100
80サイズ	3辺合計80cm まで 重量5kg まで	25
100サイズ	3辺合計100cm まで 重量10kg まで	10
140サイズ	3辺合計140cm まで 重量20kg まで	15
160サイズ	3辺合計160cm まで 重量30kg まで	5

注1:重量は荷物1個当たりの重量とする

※個数は今年度4月～11月 8ヶ月間の実績を12ヶ月分に変換し算出。

令和2年度信書便の運送及び配達業務に関する 単価契約書

支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長 名(以下「甲」という。)と〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)とは、令和2年度信書便の運送及び配達に関する業務の実施について、下記条項により単価契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約書及び別紙仕様書に基づき、令和2年度信書便の運送及び配達に関する業務の実施を信義に基づき誠実に実施するものとし、甲がこれに対して料金を支払うものとする。

(契約期間、契約業務内容、その他仕様等)

第2条 本契約の期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。
2 契約業務内容、その他仕様等については、別添仕様書のとおりとする。

(契約対象及び料金)

第3条 契約対象及び料金は別添単価料金表のとおりとする。ただし、単価料金表の料金には消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

(監督)

第4条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

(料金の請求及び支払)

第5条 乙は納入数量に見合う料金について、1ヵ月分を毎月末に集計して法令所定の消費税及び地方消費税の額を加算(円未満は切り捨てとする。)して甲に請求するものとし、甲は乙の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内(以下「約定期間」という。)にこれを検収し、請求代金を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第6条 甲は、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(料金改定)

第7条 契約期間中において、物価の変動、その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、新料金を決定する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治30年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第9条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。

(事故の解決)

第10条 乙は、別添仕様書に定められた業務内容において、乙の責任に帰する事由により甲に損害を及ぼした信書便の事故について、乙の運送約款に基づいて責任を負うものとする。

(契約の解約)

第11条 甲又は乙は、正当な理由がある場合には、2ヵ月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

(契約の解除)

第12条 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲又は乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙はこれにより被る相手方の損害についてその責を負わない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報等と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

一 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第9条第2項に定める下請負人を含む。)に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えいに、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(契約保証金)

第15条 乙の契約保証金は、全部を免除する。

(契約の公表)

第16条 乙は、本契約の名称、請負金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の処理)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 注文者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、請負人の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、請負人（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 請負人は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを注文者に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 請負人が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、注文者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、注文者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負人は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、請負人が事業者団体であり、既に解散しているときは、注文者は、請負人の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、請負人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害

賠償額の予定)の金額を超える場合において、注文者がその超える分について請負人に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 5 請負人が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を注文者が指定する期間内に支払わないときは、請負人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を注文者に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 注文者は、請負人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 請負人は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 注文者は、請負人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講ないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 注文者は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 請負人は、注文者が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、注文者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 請負人が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、注

文者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、注文者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負人は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、請負人が事業者団体であり、既に解散しているときは、注文者は、請負人の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、請負人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、注文者がその超える分について請負人に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 請負人が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を注文者が指定する期間内に支払わないときは、請負人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を注文者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 請負人は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を注文者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を締結する証として、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 仙台市青葉区本町三丁目3番1号
支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 名

乙 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○